

非常変災時における登下校措置について

台風の接近や大雨の影響による河川氾濫、地震など、災害が予想される場合の措置について、大阪市教育委員会の指導のもと、次のように対応します。ご家庭でご覧になりやすいところに掲示しておいてください。(5月29日からの気象庁による新たな防災気象情報を反映しています。)

臨時休業になる場合

午前7時の時点および午前7時を過ぎて始業時刻までに、次のような状況や災害等が発生した場合臨時休業になります。

- ① 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。
- ② 城東区のいずれかの地域において、気象庁等から出される防災情報ではなく、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。
- ③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。(午前7時の時点もしくは始業時刻までに)
- ④ 大阪市長および大阪市教育委員会からの指示で臨時休業の指示が出されたとき。

情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- ◇大阪市HP(発令した場合、トップ画面に表示されます。) ◇LINE 大阪市公式アカウント
- ◇おおさか防災ネット(メール登録もできます) ◇大阪市危機管理室X ◇NHK速報
- ◇防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます。) } 「大阪880万人訓練」と同様の放送
- ◇緊急速報メール(受信できない機種もあります。) } とメール配信があります。

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。登録等の設定は必要ありません。

- ◆ 臨時休業が決定した場合は、『ミマモルメによる保護者メール』『ホームページ』でお知らせします。
- ◆ 電話での問い合わせは、緊急連絡の際につながらないことも予想されますので、避けていただきますようお願いいたします。(学校から、電話による連絡を示された場合を除きます。)
- ◆ いきいき活動も学校と同じ対応となります。

登校後に警報等が出た場合

※ 『ミマモルメによる保護者メール』『ホームページ』にてお知らせします。下校の安全性が確保できる場合は「災害発生時及び感染症発生時の下校について」(「家庭から学校へ」の裏面)で回答いただいた下校方法をとらせていただく場合があります。下校の安全性が確保できない場合や大規模災害発生等による下校措置は、基本的に保護者への引き渡しとなります。